

沼津市小口資金融資事務取扱上の留意事項

「沼津市小口資金利子補給要綱」（平成 14 年沼津市告示第 48 号）に定めるものの他、次のように取扱うこととする。

1. 事業経歴

事業経歴の算定にあたっては、次の場合、事業経歴を通算してさしつかえない。

①個人から法人に改組した場合

代表者が同一であり、実質的に同一事業の継続であると認められるもの。

②法人の一部を独立させ、別法人を設立した場合

実質的に事業が継続されていると認められるもの。

2. 業種について

①複数の事業(業種)を兼業している場合は、主たる業種で判断をする。

②商業・サービス業とそれ以外の業種の判断は、信用保証協会の業種分類一覧表による。

3. 従業員数について

①常時使用する従業員数とし、事業主と同一生計を営む三親等以内の親族及び、臨時的従業員を含まない。
ただし名目は臨時雇いであっても実質常雇関係にある場合は常時使用する従業員に含まれる。

②常時使用する従業員数は本店、支店、工場、営業所等の従業員数の合計とする。

4. 対象除外

①設備資金には、次のものの取得に要する資金は除外するものとする。

ア 土地

イ 「3」「5」「7」ナンバーの自動車（ただし、旅客自動車運送事業の事業用自動車、物品賃貸業の賃貸用自動車及び介護保険法の指定を受けてサービスの提供を行う事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の指定を受けた障害福祉サービス事業者が、事業として要介護者等の移動のために使用する道路運送法施行規則第 51 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する福祉自動車は除く。）

ウ 居住に供する設備

②設備資金については、申込時以前の契約又は設置されているものは、融資対象から除外する。

③既借入金を返済するための資金として、市制度融資を利用することはできない。ただし、沼津市小口資金の借り換え及び市が特例として認めた場合（金融機関の支店の統廃合等に伴う場合等）は、この限りでない。

④本市外における工場店舗等に係る資金については除外する。

5. 添付書類

「沼津市小口資金融資申込書」用紙の下部に記載の添付書類を提出するものとする。（市県民税が非課税で納税証明書が出ない人は非課税証明書を添付）

6. その他

融資申し込み受付時間については、開庁日の 8:30~12:00、13:00~16:30 とする。

その他、特に定めのないものについては、「静岡県中小企業融資制度事務取扱上の留意事項」に準ずる。